

愛知医科大学における研究活動上の不正行為の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知医科大学（以下「本学」という。）において、研究活動上の不正行為（以下単に「不正行為」という。）が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする不正行為)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学の研究者等（役員、教職員、学生その他本学に在籍又は在学する者をいう。以下同じ。）又は研究者等であった者が本学に在籍又は在学中に行った研究活動（修学上行われる論文作成を含む。）に係る次に掲げる行為をいう。

- 一 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用等。
- 二 研究費の不正使用等
- 2 前項に規定する不正行為以外に、研究倫理からの著しい逸脱行為であって、研究活動における不適切な行為（論文の二重投稿、不適切なオーサーシップ等）として対応が必要であると最高管理責任者が判断したものについては、前項に規定する不正行為に準じて対応することができる。
- 3 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）
 - 二 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）
 - 三 盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。）
 - 四 研究費の不正使用等（文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等（以下「他機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金の配分（以下「資金配分」という。）を受けた研究費の私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等を行うことをいう。ただし、他機関から資金配分を受けていない研究費については、私的流用に限るものとする。）
 - 五 二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。）
 - 六 不適切なオーサーシップ（論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿することをいう。）

(最高管理責任者)

第3条 愛知医科大学における公的研究費等の取扱いに関する規程（以下「公的研究費等取扱規程」という。）第4条第1項に規定する最高管理責任者は、本学における不正行為の防止等に関し、総括する。

(研究倫理教育責任者)

第3条の2 本学に研究倫理教育責任者を置き、公的研究費等取扱規程第6条第1項に規

定するコンプライアンス推進責任者（以下単に「コンプライアンス推進責任者」という。）をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究者等を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

（所属長）

第3条の3 この規程において「所属長」とは、学校法人愛知医科大学就業規則第2条第8号に規定する所属長をいう。

（不正行為調査会）

第4条 最高管理責任者は、不正行為の調査を行う機関として、不正行為調査会を置く。

2 不正行為調査会は、最高管理責任者及びコンプライアンス推進責任者をもって構成し、最高管理責任者が調査委員長となる。ただし、当該行為に利害関係を有するコンプライアンス推進責任者は除くものとする。

（研究者等の責務）

第5条 研究者等は、高い倫理性を保持し、不正行為を行ってはならない。

2 研究者等は、第10条から第15条までに定める調査等に協力しなければならない。

3 研究者等は、研究活動に係る生データ、実験・観察ノート等を、論文等により当該研究成果を発表した後、一定期間保存しなければならない。なお、保存期間については、別に定める。

4 研究者等は、前項の生データ等論文の根拠となるデータを最高管理責任者の求めに応じ開示しなければならない。

（通報窓口）

第6条 本学における不正行為に関する通報又は相談を学内外から受け付けるため、監査室に窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口の担当者は、職務上知ることのできた秘密及び個人情報等を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（通報の方法）

第7条 通報は、通報者の氏名を記入した申立書（別記様式）を通報窓口に提出することにより行うものとする。この場合において、通報者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

2 前項の申立書には、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一 不正行為を行ったとする研究者等又はグループの氏名又は名称

二 不正とされる行為の具体的内容

三 行為の内容を不正とする科学的合理的理由

3 通報窓口は、原則として、申立書に明示すべき事項が全て記入されているもののみを受け付けることとし、通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告する。

4 通報窓口は、受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合は、通報者に、受け付けたことを通知する。

5 通報窓口は、第1項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合、外部機関等から不正行為の疑いを指摘された場合又はインターネット上に第2項に掲げる事項を全て明示した情報が掲載されていることを確認した場合は、その内容に応じて、第1項の申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。

6 理事長は、第1項の申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を最高管理責任者に命ずることができる。

(相談の取扱い)

第7条の2 通報窓口は、通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否かを確認する。

2 通報窓口は、前項の相談において、通報の意思表示がなされない場合であっても、調査の必要性を認めた場合は、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、調査を開始する旨を当該相談者に通知する。

(被通報者への警告)

第7条の3 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報・相談については、その内容を速やかに最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、前項の報告において、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行う。

(通報等に係る事案の調査)

第8条 最高管理責任者が、第7条第3項若しくは第7条の2第2項の規定による報告を受けた場合又は第7条第6項の規定により調査の開始を命ぜられた場合は、不正行為調査会が、次条から第15条までに定めるところにより、当該通報等がなされた事案について、必要な調査等を行う。

(通報等に係る事案の予備調査)

第9条 不正行為調査会は、当該通報等がなされた事案について、当該通報等の受付けから30日以内に、次に掲げる事項について予備調査を行い、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを速やかに決定する。

一 当該通報等に係る行為が行われた可能性

二 第7条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由の論理性

三 通報等がされた事案に係る研究活動の公表から通報等までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否かなど通報等の内容の合理性

四 通報等に対する調査の可能性

五 その他必要と認める事項

2 不正行為調査会は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を通報者及び被通報者に通知するとともに、当該通報等に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分を受けた機関及び文部科学省（以下「資金配分機関等」という。）に報告する。ただし、通報者が特定できない場合はこの限りではない。

3 不正行為調査会は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。ただし、通報者が特定できない場合はこの限りではない。

4 不正行為調査会は、本調査が行われない場合は、予備調査に係る資料等を保存し、そ

の事案に係る資金配分機関等及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第10条 不正行為調査会は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置し、本調査の実施決定後30日以内に本調査を開始する。

2 他機関からの資金配分を受けて行われた研究活動に係る調査については、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関等に報告・協議しなければならない。

(調査委員会)

第11条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 不正行為調査会の構成員のうち、最高管理責任者が指名した者若干名
 - 二 外部有識者
 - 三 不正行為調査会が指名した者若干名
- 2 前項第2号の委員の数は、調査委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 3 調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 不正行為調査会は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名、所属等を通報者及び被通報者に通知する。
- 5 前項の規定により通知を受けた通報者及び被通報者は、あらかじめ定めた期間内に、調査委員の構成等について異議申立てをすることができる。
- 6 不正行為調査会は、前項の申立てがあった場合において、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(調査委員会における調査)

第11条の2 調査委員会における調査は、通報等がなされた事案に係る研究活動に関する論文、生データ、実験・観察ノート、経理に関する資料等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請等により行うものとする。この場合において、被通報者の弁明を聴取する機会を設けなければならない。

- 2 調査委員会が再実験等により再現性を示すことを被通報者に求める場合又は被通報者自らの意思により再実験等を申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、調査委員会の指導・監督の下にそれに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し合理的に必要と判断される範囲内において行うものとする。
- 3 調査の対象には、通報等がなされた事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究活動も含めることができる。
- 4 調査に当たっては、通報等がなされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。なお、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動は制限しないものとする。
- 5 最高管理責任者は、通報等がなされた事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。
- 6 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関等の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

7 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究活動又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

8 被通報者は、第1項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きに則って行われたこと、並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

9 調査委員会は、次に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含めた当該調査の結果を本調査開始後150日以内にまとめ、不正行為調査会に報告する。

一 不正行為が行われたか否か

二 不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正使用の相当額、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

三 不正行為が行われていないと認定したときは、併せて通報等が悪意に基づくものであったか否か

(調査結果の通知及び報告)

第12条 最高管理責任者は、前条第9項の調査の結果を速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、理事長及び被通報者が所属する所属長に報告する。

2 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、当該事案に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、通報等の受付から210日以内に資金配分機関等に対して当該調査の結果（期日までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告）を別に定める様式により報告する。この場合において、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関等に対して報告する。

3 最高管理責任者は、前条第9項の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が所属する所属長又は通報者が学外者の場合はその所属機関に通知する。

(不服申立て)

第13条 前条第1項の通知を受けた通報者又は被通報者は、通知を受けた日から起算して15日以内に、最高管理責任者に対し、当該調査結果について不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 前項の不服申立てを受けた最高管理責任者は、不服申立て内容に応じて、その旨を通報者若しくは被通報者又は通報者が所属する所属長若しくは通報者が学外者の場合はその所属機関に通知する。

3 最高管理責任者は、前項に定めるもののほか、当該事案に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、資金配分機関等に対してもその旨を報告する。

(不服申立てに係る事案の審査等)

第14条 最高管理責任者が、前条第1項の規定による不服申立てを受けた場合は、不正行

為調査会が、次条から第15条までに定めるところにより、当該不服申立てについて、必要な審査又は再調査を行う。

(不服申立ての審査)

第14条の2 不正行為調査会は、速やかに当該調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合において不正行為調査会が必要と認めるときは、当該調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

2 調査委員会は、前項の審査において、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに不正行為調査会に報告する。

3 不正行為調査会は、再調査を行うか否かを決定したときは、その旨を通報者及び被通報者に通知するとともに、当該通報等に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、資金配分機関等に報告する。

(不服申立ての再調査)

第14条の3 不正行為調査会は、再調査を行うことを決定したときは、速やかに当該調査を行った調査委員会に再調査を行わせる。

2 調査委員会は、再調査について、通報者又は被通報者に対し、第11条の2第9項の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、通報者又は被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

3 調査委員会は、第11条の2第9項の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を再調査開始後50日以内にまとめ、不正行為調査会に報告する。

4 最高管理責任者は、前項の調査の結果を速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、理事長並びに被通報者が所属する所属長又は通報者が所属する所属長若しくは通報者が学外者の場合はその所属機関に報告する。

5 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、当該事案に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、資金配分機関等に対して当該再調査の結果を別に定める様式により報告する。

(悪意に基づく通報と認定された場合の不服申立ての再調査)

第14条の4 不正行為調査会は、第13条の不服申立てのうち、悪意に基づく通報と認定された場合の不服申立てについては、速やかに当該調査を行った調査委員会に再調査を行わせる。

2 調査委員会は、不服申立てを受けてから30日以内に、通報が悪意に基づくか否かの再調査の結果をまとめ、不正行為調査会に報告する。

3 最高管理責任者は、前項の調査の結果を速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、理事長及び通報者が所属する所属長又は通報者が学外者の場合はその所属機関に報告する。

4 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、当該事案に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、資金配分機関等に対して当該再調査の結果を別に定める様式により報告する。

(調査及び不服申立ての審査に係る細則)

第15条 第10条から前条までに定めるもののほか、本調査、不服申立ての審査等に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

2 第6条第2項の規定は、第9条から前条までに定める調査等に関与する者に準用する。
(調査結果の公表等)

第16条 最高管理責任者は、第11条の2第9項又は第14条の3第3項の調査の結果において、不正行為が行われたと認定された場合は、調査結果を公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査の結果において、不正行為が行われていないと認定された場合は、原則として、調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。

3 最高管理責任者は、第11条の2第9項又は第14条の4第2項の調査の結果において、当該通報等が悪意に基づくものと認定された場合は、調査結果を公表するものとする。
(調査中における一時的措置)

第17条 最高管理責任者は、第10条の本調査を行うことを決定したときは、第11条の2第9項の調査委員会の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究活動に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることを、理事長、当該所属長その他の関係者に求めることができる。

(認定後の措置)

第18条 理事長は、第12条第1項又は第14条の3第4項の最高管理責任者からの報告において、不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、通知内容に応じて、次の各号の措置をとる。

一 不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された研究活動について責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

二 被認定者が、本学に所属する職員の場合は学校法人愛知医科大学就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、所定の手続きにより適切な処置を行うとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

三 研究費の私的流用、本学の信用を著しく傷つける行為等悪質性の高い事案については、刑事告発、民事訴訟等法的手続きを行うことができる。

2 理事長は、第12条第1項又は第14条の4第3項の最高管理責任者からの報告において、通報等が悪意に基づくものと認定された場合は、通報者が本学に所属する職員である場合は、就業規則に基づき、その他の場合は、所定の手続きに基づき適切な処置を行うこととする。

3 最高管理責任者は、調査結果の報告において、不正行為が行われなかった場合は、被通報者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 本学の研究者等は、通報等をしたこと、調査等に協力したこと等を理由として、当該事案に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(被通報者が他の研究機関等に所属する場合の取扱い)

第20条 最高管理責任者は、被通報者が他の研究機関等に所属する場合は、当該被通報者が所属する研究機関等と調整の上、合同で通報された事案の調査を行うものとする。

(内部監査)

第21条 監査室は、学校法人愛知医科大学内部監査規程及び愛知医科大学科学研究費助成事業取扱規程等に基づき、研究活動に係る内部監査を実施する。

2 内部監査の実施に当たっては、公的研究費等取扱規程第9条に定める不正使用防止計画推進室から不正発生要因の情報の提供を受ける等、同室と緊密に連携して実施するものとする。

(細則)

第22条 この規程に定めるもののほか、不正行為の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月7日から施行する。